

内閣府特区設定委員長殿

サケの ITQ と定置漁業権の特区の導入についての要望について

岩手県漁民組合

代表 蔵徳平

2014 年 8 月 28 日

サケは、母川回帰の修正のある魚種であり、沿岸域において、各種の魚法で漁獲されている。青森県と宮城県では、固定式刺し網魚法による漁獲が許可されているが、定置網漁業を過度に優先する岩手県ではこれを禁じています。しかし、沿岸の漁船業者は最近では漁獲するものもなく、以前は延縄漁業で漁獲していましたが、これではサケはほとんど漁獲されなくなりました。そのため宮城県では刺し網に漁獲を認めております。岩手県では、漁業協同組合が自営する定置網漁業の設置数が多く、県はそちらを優先した定置漁業権を許可して、サケを漁業者に漁獲させません。そこで、漁民組合では、2000 トンのサケを漁業者に配分すること要望するものであります。そのために定置漁業権を 4 か統程度、県ないし国が買い取りその分の 2000 トンを漁業者に配分願いたい。それを刺し網漁業者は 200 人が 10 トンずつを ITQ として配分し厳しい監視下で漁獲するものであります。将来は定置網を入札制度にしてもらいたいと要望します。また、以下の条件を提案します。

① 資源増殖協力金の支払い

② 資源の管理上は回帰したサケのうちから一定の量の魚卵を翌年度の孵化放流用に確保すれば、十分であり、それに対して、漁業者が協力することが重要（たとえば、サケマス増殖協会が行う孵化放流への協力金の提供）

③ 定置網への補償金の支払い

定置網に対し、国または県が補償金として $2000 \text{ トン} \times 400 \text{ 円/キロ} \times 10\% = 8000 \text{ 万円}$ を支払う

④ ITQ は資源の把握と管理に貢献

更に、厳格に管理したうえで操業すれば、資源の管理上問題はなく、其れには ITQ（個別漁獲割当）が最適。また、確実に漁獲をコントロールできるので、ITQ を採択しない定置網よりも、明確に資源の管理に貢献

サケ ITQ 漁業の内容

一隻当たり 10 トン 合計 200 隻 = 2000 トン

（岩手県の漁獲量は約 20000 トンで 10% 程度）

全船で VMS（漁船監視システム）の搭載

タブレットによる毎日の漁獲報告

水揚げ港の限定 久慈、宮古、山田、釜石と大船渡（それ以外の水揚げは違反）